

○ 三芳町立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三芳町立図書館雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度の導入により、図書館における雑誌資料の充実と活用を促進するとともに地域企業の情報を発信するものとする。

(定義)

第3条 雑誌スポンサー制度とは、図書館と雑誌に広告を掲載する者(以下「スポンサー」という。)との契約に基づき、スポンサーが購入代金を負担して提供する雑誌最新号のカバーに当該スポンサーの広告を掲載し、図書館が当該雑誌を利用者の閲覧に供する制度をいう。

(広告の基準等)

第4条 スポンサー制度における広告は、「三芳町有料広告取扱要綱 第3条」に反しないもので、図書館の審査を経るものとする。

(対象とする雑誌)

第5条 スポンサーは、図書館が作成した雑誌リストの中から提供する雑誌を選定するものとする。事業期間中に雑誌が休刊・廃刊になった場合は、スポンサーと協議のうえ別の雑誌に変更するものとする。

(雑誌の配架位置)

第6条 雑誌の配架位置は図書館が決定する。

(事業の期間)

第7条 雑誌スポンサー制度の事業期間は、原則として1年間とする。

(覚書)

第8条 図書館は、雑誌スポンサー制度の目的に一致するスポンサーが第4条の審査を経たときは、図書館とスポンサーで覚書を締結するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。